図解　焼却炉の構造基準・焼却方法

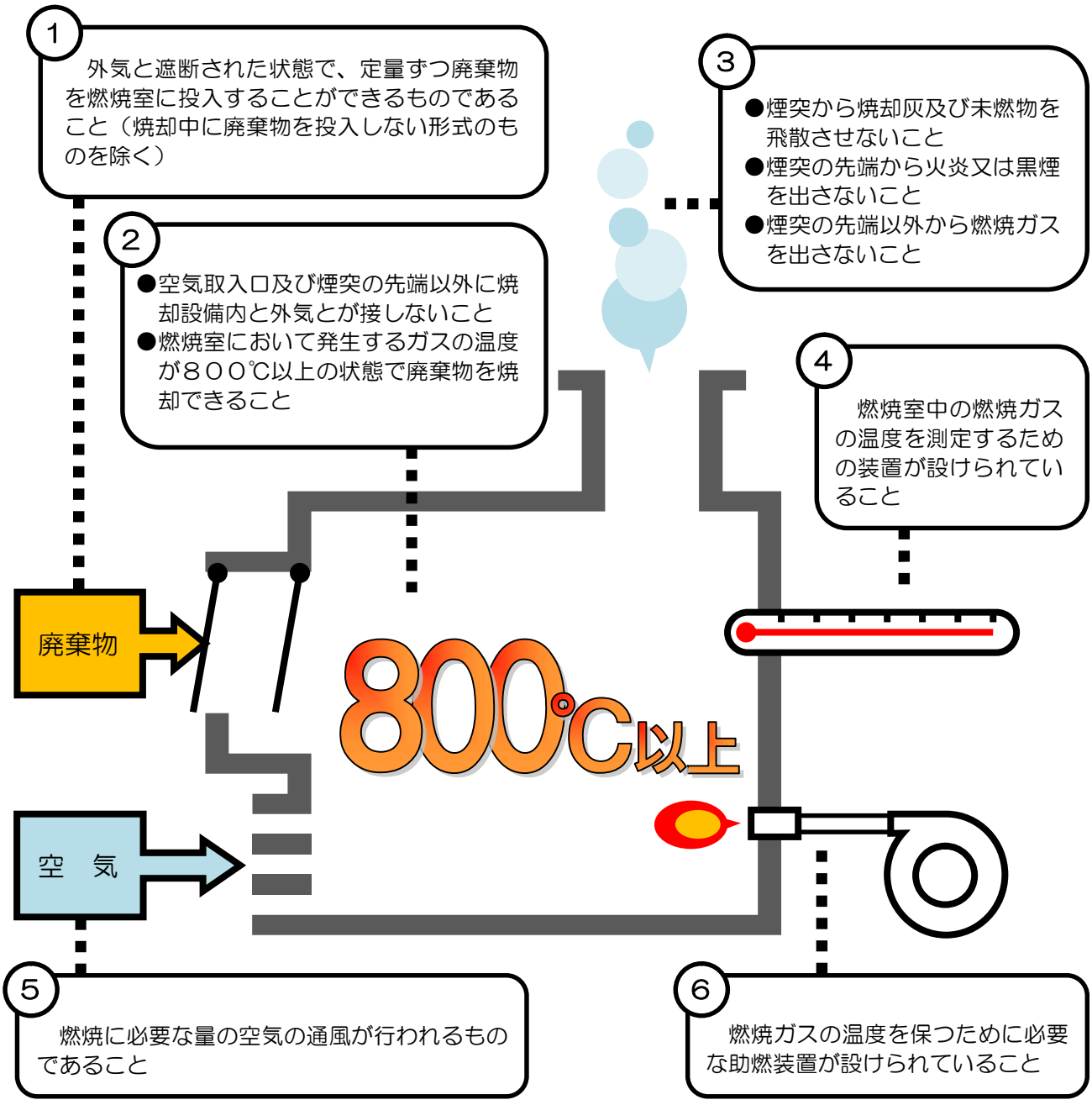

対策の一例

① 二重扉等の設置
② 隙間や破損部分の補修、８００℃以上に耐える耐火材による補強
③ 焼却量や空気量の調整、排ガス処理設備や飛散防止ネットの設置、隙間や破損部分がない焼却設備の使用、焼却中は廃棄物投入口の扉を閉める、十分な高さと口径の煙突の設置等
④ 温度計の設置
⑤ 空気取入口又は空気供給装置の設置
⑥ 助燃バーナーの設置

廃棄物処理法の基準に適合しない焼却炉は使用できません！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた基準に適合しない焼却炉は使用できません。焼却炉を使用する場合は、以下の構造基準を全て満たしている焼却炉で、焼却方法に従って適正に焼却してください。

構造基準

① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と**外気とが接することのない**構造であること。

② 燃焼室で発生するガスの温度が**８００℃以上**の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

③ 燃焼に必要な量の**空気の通風**が行われるものであること。

④ **外気と遮断された状態**で定量ずつ廃棄物を燃焼室へ投入できるものであること。（投入口が二重扉などの構造になっていること。）

⑤ 燃焼室の燃焼ガスの**温度を測定する装置**が設けられていること。（温度計などが設置されていること。）

⑥ 燃焼ガスの温度を保つための**助然装置**が設けられていること。（二次バーナーなどの助燃装置が設置されていること。）

焼却方法

⑦ 煙突の先端以外から**燃焼ガスが排出されない**ように焼却すること

⑧ 煙突の先端から**火炎又は黒煙が排出されない**ように焼却すること

⑨ 煙突から**焼却灰及び未燃物が飛散しない**ように焼却すること

※ 廃棄物の焼却を行うすべての焼却炉に適用される基準です。

※ 家庭や事業所からでる廃棄物を、庭先・空き地で燃やすことは、廃棄物処理法違反となり罰則が適用される場合があります。

廃棄物処理法に基づく許可が必要な焼却炉について

焼却炉の設置については、廃棄物処理法に定められた構造基準を守るとともに、焼却炉の処理能力や火格子面積が下表のいずれかに該当する場合は、許可が必要です。

焼却施設の種類			1日の処理能力	1時間の処理能力	火格子面積
一般廃棄物の焼却施設			―	200kg以上	2㎡ 以上
産業廃棄物	①	汚泥の焼却施設	5㎥ を超えるもの	200kg以上	2㎡ 以上
	②	廃油の焼却施設	1㎥ を超えるもの	200kg以上	2㎡ 以上
	③	廃プラスチック類の焼却施設	100kg を超えるもの	―	2㎡ 以上
	④	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	すべての焼却施設が該当		
	⑤	①～④以外の産業廃棄物の焼却施設	―	200kg以上	2㎡ 以上

※　①の汚泥、③の廃プラスチック類は PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除きます。

※　②の廃油は廃 PCB 等を除きます。

※　②の焼却施設は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第１４号の廃油処理施設を除きます。

※　廃棄物処理法に基づく規制のほかに、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法等に基づく規制があります。

※　焼却炉を設置する際には、京都市環境政策局循環型社会推進部**廃棄物指導課、北部環境共生センター**又は**南部環境共生センター**に**必ず事前に御相談ください。**

火床面積…焼却物が燃焼を継続している部分の床への水平投影面積
火格子面積…火格子（焼却物に接して乾燥、燃焼及び後燃焼を行わせる格子部分）の面積
焼却能力…焼却する廃棄物の種類ごとの時間当たり最大専焼処理量

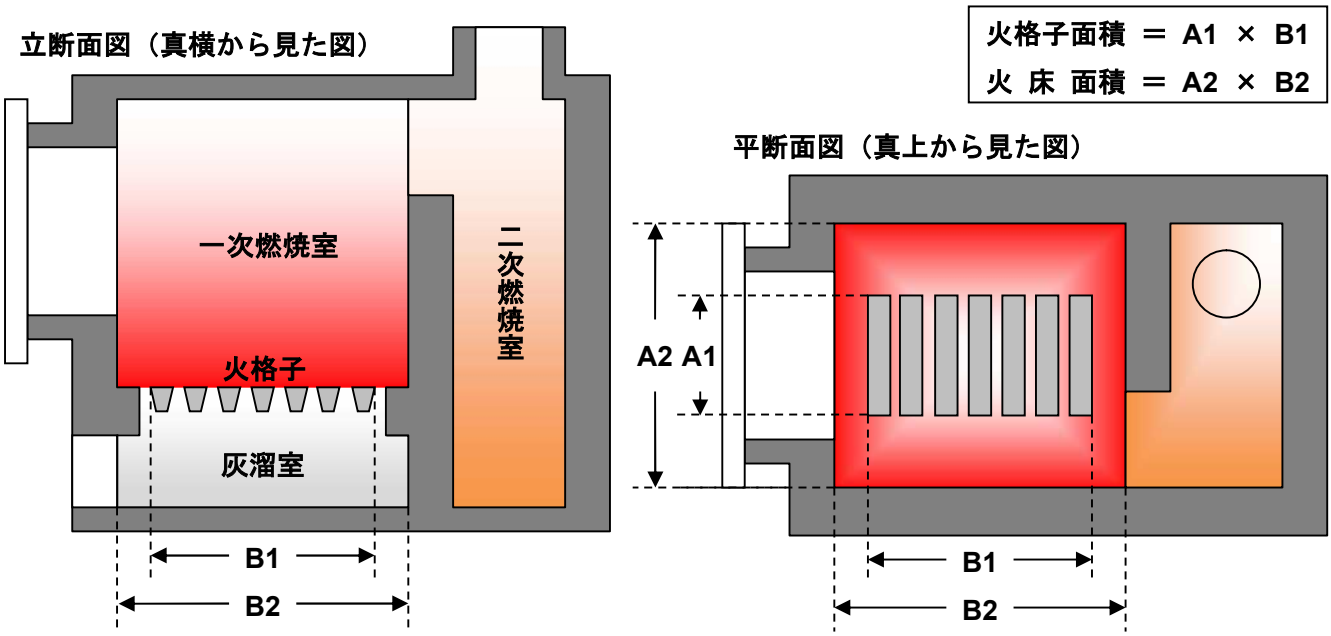

お問い合わせ

廃棄物処理法に基づく規制

京都市環境政策局　循環型社会推進部　廃棄物指導課（はいきぶつしどうか）

所在地　〒６０４－８５７１
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
電　話　０７５－２２２－３９５７　ＦＡＸ　０７５－２２１－６５５０

ダイオキシン類対策特別措置法・大気汚染防止法に基づく規制

北・上京・左京・中京・右京区担当
京都市環境政策局 北部環境共生センター
所在地　〒606－8511 京都市左京区松ケ崎堂ノ上町 7−2　左京区総合庁舎２階北側
電　話　０７５－７０１－９８００　ＦＡＸ　０７５－７０１－９８１０

東山・山科・下京・南・西京・伏見区担当
京都市環境政策局 南部環境共生センター
所在地　〒601-8444 京都市南区西九条森本町６２番地１
電　話　０７５－６７１－０５１１　ＦＡＸ　０７５－６７１－０３２２